セーフティネット保証4号(新型コロナ関連)の取り扱い変更について

令和5年10月1日以降の認定申請分から、セーフティネット保証4号(新型コロナ関連)に係る保証は、資金使途が借換資金(借換資金に真水資金を加えることは可)に限定されます。
つきましては、真水資金のみの借入を希望される方は令和5年9月29日までに認定申請を行い、令和5年10月31日までに保証申込をお願いします。

R5年10月末までに協会申込

	認定申請時期	対象資金
①	～R5.9末	限定なし(従来どおり)
②	R5.10以降	借換資金(真水のみは不可)

R5年11月以降協会申込

	認定申請時期	対象資金
③	～R5.9末	借換資金(真水のみは不可)
④	R5.10以降	

なお、セーフティネット保証4号でご利用いただける主な制度融資の取り扱いは以下のとおりです。

①大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金
　融資利率：年1.3%　信用保証料率：0%
　(借換できる保証付き融資は本制度に限る)

②大分県経営改善借換資金
　融資利率：年1.3%　信用保証料率：実質0%

※協会申込とは、保証協会に申込書類が到着し受付処理が完了していることをいいます。
※同日以降の認定申請分か否かは、認定申請書の右上に記載される年月日により判別します。
※SN4号により借換できる融資は責任共有対象外の保証付き融資に限られます。

詳しい問い合わせ先
保証部 保証一課 TEL:097-532-8246
保証二課 TEL:097-532-8247

大分県信用保証協会

R5.9